

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	森林整備計画事務			事業コード	0651
所属コード	142000	課等名	林政課	係名	林政係
課長名	高橋山雄	担当者名	平山久枝	内線番号	6054
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	活力ある産業の振興	コード	5
	施策	活力ある農林業の振興	コード	1
	基本事業	生活基盤の整備	コード	2
予算費目名 (H26)	一般会計 6 款 2 項 1 目 森林整備計画樹立事務（005-01）			
特記事項 (H26)				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度			開始年度 年度
根拠法令等 (H26)	森林法			

(2) 事務事業の概要

森林法に基づき、計画策定が義務づけられている市町村森林整備計画を策定する。
また、内容に変更が生じた場合は随時で変更計画を策定し、盛岡市の森林整備の方針を定める。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

森林法により、計画策定が義務付けられている。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

国の森林林業再生プランによる森林計画制度の見直しが進められ、平成 23 年度には改正森林法に基づく森林整備計画が策定された森林整備計画は 5 年ごとに見直すことになっており、平成 28 年度はその変更年度となる。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が，何が対象か）

民有林と森林所有者

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 民有林の私有林面積	ha	32,755	32,755	32,755	32,755	32,755
B						
C						

（3）26 年度に実施した主な活動・手順

森林所有者からの要請等により市町村森林整備計画の変更を行った。

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 私有林の施業計画（経営計画）認定面積	ha	6,967	6,999	11,599	12,000	11,872
B						
C						

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

森林所有者への森林施業（造林，伐採など）方針の開示により，持続的で計画的な森林施業の必要性に対する理解を深め，適正な森林管理を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 施業が行われた私有林の面積	☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	ha	159	320	262	300	265
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①国	千円					
	②県	千円	537				
	③地方債	千円					
	④一般財源	千円	538	221	231	239	203
	⑤その他()	千円					
	A 小計 ①～⑤	千円	1,075	221	231	239	203
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	960	960	960	960	960
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840
計	トータルコスト A+B	千円	4,915	4,061	4,071	4,079	4,043
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

市森林整備計画において森林施業の基本方針や保育基準を定めることにより，適正な森林施業を推進し，生産性の向上に寄与するため。

② 市の関与の妥当性

森林法で定められている。

③ 対象の妥当性

法定事務である。

④ 廃止・休止の影響

法定事務のため廃止・休止はできない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

市の森林整備に対する方針を明確にすることで、無秩序な伐採等を抑制し適正な森林管理に誘導することができる。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

法定事務のため、公平・公正である。

(4) 効率性評価

すでに最低限の経費で業務を行っている。森林整備計画は毎年ゾーニングの変更が不可欠であり、各方面への事前協議、変更計画策定後の通知等に要する経費が必要である。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	農林業の振興	コード	21
	小施策（推進項目）	生産基盤の整備	コード	2

(2) 改革改善の方向性

森林の適正な管理方針や林業経営の指針となる計画であることから、今後も継続して計画変更に対応する。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

上位計画の北上川上流地域森林計画に適合するよう、随時の変更及び5年ごとに行われる定期変更に対応する必要がある。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

基本的に法定事務であり変える必要はないが、法そのものが変わり、森林整備計画の内容が 5 年に 1 度は変わったり追加になるなど、その都度、計画内容を変更する必要があるが、森林所有者の林業に対する関心が低く、その対策を考える必要がある。